

## 総合消費料金の訴訟最終告知等と記載されたハガキに注意



1月中旬から、県内全域において、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と記載された不審なハガキが届いたという、詐欺に関する相談が数多く寄せられていますので、だまされないようご注意ください。

### ハガキに記載されている注意すべきキーワード

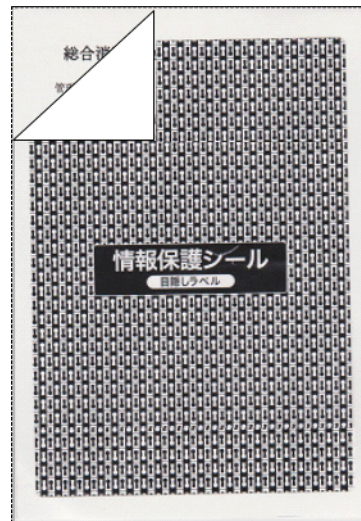
- ※ { 総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ  
総合消費料金未納分訴訟最終通知書 など

管理番号(○)123

※取り下げ最終期日 平成30年1月○日

- ※ { 法務省管轄支局 民事訴訟管理センター  
消費者訴訟告知センター  
国民訴訟通達センター など

お問合せ窓口03-○○○○-xxxx



上記のキーワードがあれば、**詐欺!!**  
また、左記図のような「**情報保護シール**」  
がハガキ裏面に貼付けられている事例も確認されています。

- 1 絶対に記載された電話番号に連絡しないでください!
- 2 身に覚えのないハガキやメールが届いたら、必ず詐欺を疑い、まずは家族や警察に相談してください。
- 3 連絡してしまうと、弁護士を名乗る者から、数桁の番号を教えられた上で、コンビニ決済を利用し、お金を支払うよう求められる可能性があります。